

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和4年4月

島 田 市

—目 次—

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1	島田市の概要	
2	土地利用	
3	農業振興の基本的方向	
4	担い手となる農業者の目標及び確保・育成の方策	
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
1	地域区分	
2	前提条件	
3	農業経営の基本的指標	
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	20
1	地域区分	
2	前提条件	
3	農業経営の基本的指標	
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標	26
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2	農用地の利用関係の改善に関する目標	
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	28
1	利用権設定等促進事業に関する事項	
2	農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	
3	農地利用集積円滑化事業に関する事項	
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・定着・経営発展に関する事項	
8	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
第6	その他	38

別紙（第5の1関係）

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 島田市の概要

(1) 位置等

本市は、静岡県のほぼ中央部、南アルプスに源を発する大井川の中流域に位置し、東海道の宿場町として栄えてきた。

旧島田市と旧金谷町の合併後、平成20年4月1日に旧川根町が合併して現在の島田市となり、市域の広がり、東西に約23km、南北に約31km、総面積は315.70㎢と南北に長い地形となっている。

その地形から、北部、中部、南部に分かれ、北部は中山間地帯、中部は中山間地帯と平野部、南部は牧之原台地と平野部からなっている。

市中央部には、JR東海道線、新東名高速道路、国道1号バイパスが通り、新東名高速道路には島田金谷ICがある。また、金谷駅を起点として大井川に沿って大井川鐵道が走り、南北に国道473号が通っている。さらに、南部には東名高速道路、富士山静岡空港があり、交通の要衝として高い利便性を有している。

(2) 気候

気候は、年間平均気温16.5℃、年間降水量2,196mm前後となっており、冬期においても降雪がほとんどない温暖多雨な気候であるため暮らしやすく、また、作物の生育にも適している。（※2020年気象庁の静岡空港データ）

(3) 農地の利用状況

北部地域では、茶、椎茸や林業を中心とした農業が営まれているが、地理的条件・地形条件などが不利であり、狭小で傾斜がある農地が多いため、零細な経営規模の農家が多い。

中部地域は市の中心地で、人口の7割以上が集中している。平野が比較的多い地域であり、水稻と茶が農業の中心となっているほか、施設野菜や花き等の栽培も行われている。

南部地域は全国有数の茶生産地である牧之原台地の一画と水田地帯からなり、農業が盛んな地域であるが、平野部においては良好な交通条件等から、都市的土地利用の需要が高くなっている。

全市的に、耕地面積は農業就業者の高齢化や担い手不足による荒廃化及び多用途への転用などにより減少傾向にある。

(4) 農業就業者

総農家数は2,342戸で、減少傾向にあり、5年前に比べて513戸(18.0%)減少している。農業就業人口も減少傾向にあり、65歳以上の割合が55%を超え、高齢化が進んでいる。

区分	総農家数 (戸)	主副業別経営体数(個人)(経営体)				農業就業人口(人)		総耕地面積 (ha)
		主業	準主業	副業的	計	65歳以上		
平成27年	2,855	557	349	842	1,748	3,254	2,011	3,240
令和2年	2,342	403	169	784	1,356	3,458	1,913	3,020

資料：農林業センサス

2 土地利用

(1) 土地利用形態

市域の土地利用形態については、森林が 66.03%と最も多く、次いで農地が 11.63%、宅地 5.04%となっている。山林は中部と北部に拡がり、中部と南部の平坦部は市街地を形成するとともに、農業が広範囲で営まれており、都市と農村が混在した土地利用形態となっている。

土地利用状況（令和2年）

区 分	農 地			森 林	宅 地	その他	計
	田	畑	計				
面積(k㎡)	8.32	28.40	36.72	208.45	15.91	54.62	315.70
割合 (%)	(22.66)	(77.34)	11.63	66.03	5.04	17.30	100.00

資料：静岡県土地利用関係資料集

(2) 土地利用計画

市域の総合的な土地利用については、公共の福祉を優先し、調和と秩序ある利用を目指していくため、自然環境の保全を図り、地域の自然、社会、経済及び文化などの諸条件に配慮しながら、長期的な展望と広域的な見地から総合的かつ計画的に土地の利用を図っていくこととしている。

個別具体的な土地利用については、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律をはじめとする各種の土地利用規制法の定めによるほか、島田市総合計画等の土地利用基本指針との整合に配慮した、適切な利用へと誘導するものである。

本市は、地形的に平坦な場所が少なく、既成市街地に近接した地域は都市的土地利用の需要が増大し、土地利用上の調整が大きな課題となっている。

このため、農用地については、農業生産の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、経営規模の拡大を指向する担い手農家に農用地の集積・集約化が図られるよう積極的な施策を講じつつ、農業振興地域整備計画に即した秩序ある土地利用を図っていくこととする。

(3) 土地利用調整の方針

優良農地の確保と都市的な土地利用とは競合する部分が多く、地域農業の振興において大きな課題となっている。調和と秩序ある都市的利用を図り、優良農地の保全を進めるために、農地の重要性について市民に広く周知し、土地利用調整については関係部署及び関係機関等で十分協議していくものとする。

また、優良農地については積極的な基盤整備を行うことにより生産性を向上させ、農業の担い手が安定した農業経営を継続することのできる環境を整備していく。

牧之原台地の茶園地帯及び平坦部に広がる水田地帯は、農業生産基盤の整備及び農業近代化施設整備の推進を図る地区とし、生産性の向上及び効率化を図っていく。

中山間地域における作業条件の悪い傾斜地については、周辺農地への影響がない場合、林地化など農業以外の土地利用を図っていく。

3 農業振興の基本的方向

(1) 目指す将来像

農業は、新鮮な農畜産物の供給のほか、水源の涵養や自然環境の保全、景観の形成などの多面的な機能を果たしている重要な産業であり、市民の関心も高まっている。

その一方で、農業従事者の高齢化や後継者の減少が進み、荒廃農地の増加が危惧されている。そのため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な担い手の育成を進めるとともに、農業経営の複合化及び法人化を積極的に推進する。さらに、スマート農業の導入、荒廃農地の再生利用、6次産業化の促進等により、活力ある農業生産構造への一層の強化を進める。

また、農業分野においても、地球温暖化や生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっているため、農薬及び化学肥料の使用量の低減や有機物を積極的に使用した土づくりなど、環境に配慮した持続的農業の実践、普及を図る。

さらに、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体や法人を育成するために、農地バンクの活用や基盤整備等による農用地の集積・集約化など、農業経営基盤の強化を促進するための支援を総合的に進める。

そして、「農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるもの」となるよう、他産業従事者と同等の所得を確保しうる収益性の高い農業経営の確立を図ることにより、農業の持続的な発展を目指す。

(2) 基本的振興方針

ア 作物別振興方針

(7) 茶業

茶は、市の農業粗生産額の大半を占める基幹作物である。しかし、近年のペットボトル茶の普及や消費者の嗜好の多様化によるリーフ茶の消費減少から茶価が低迷し、さらに産地間競争も激化するなど、茶業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

将来の展望が不透明な中で、後継者が育たず高齢化が進み、特に生産条件が不利な中山間地域では経営の維持が困難となり、荒廃農地が増加傾向にある。

また、茶農協では生葉生産量や荒茶販売額の減少により経営が非常に厳しく、解散する茶農協も出てきており、従来の茶農協組織では経営の限界がみられる。

そこで、日本有数の茶生産地として生き残っていくため、第2次島田市茶業振興基本計画に基づき、基盤整備による担い手への集積・集約化や経営の合理化などにより、所得の向上に取り組んでいく必要がある。

(4) 水田

市全体の耕地面積の約3割を占める水田の利用状況は、茶農家の複合経営や裏作でのレタス栽培、兼業農家の飯米生産が主となっているが、担い手の減少と農業者の高齢化により、荒廃農地が増加の傾向にある。今後は、後継者不足を原因とする荒廃農地のさらなる増加が懸念されるため、担い手への集積・集約化を進める必要がある。

そこで、優良農地については、汎用性の高いほ場の整備を進め、経営規模拡大や複合化等を目指す担い手への集積・集約化を推進し、水田の有効利用を図っていく。

また、水田を活用して生産所得向上を図るため、特産のレタス、シソ、施設野菜、花きの振興を図るとともに、地域特性を生かした地域内流通農産物の生産を推進していく。

(ウ) 畜産

畜産を巡る情勢は、農家の高齢化や後継者不足の進展等による生産基盤の弱体化が見られ、また、国際環境の変化により、輸入牛肉等の関税が段階的に削減されていくため、外国産畜産物に対する競争力の強化が課題となっている。

このような中、生産基盤の弱体化を克服するため、県や関係機関と相互に連携を強化し、地域全体で収益性を向上させる「畜産クラスター」をはじめとする施策を実施していく。

また、家畜排せつ物は堆肥化して農地への還元を資源循環の基本とし、堆肥を利用したい耕種農家への流通を推進する。

(エ) その他地域特産物

茶以外の特産物として、レタス、チンゲンサイ、トマト、イチゴ、自然薯などの野菜類や椎茸などの林産物、バラ、ガーベラ、鉢物などの花き類、みかん、キウイフルーツなどの果樹類等が栽培されている。

野菜類や林産物については、茶からの転作や省力化による作付面積の拡大を図るとともに、高品質多収生産技術の確立を目指していく。特に、イチゴなどの施設栽培については、新規就農者の需要があるため、関係機関と連携して支援をしていく。

花き類については、施設整備に大きな資本投下が必要なため、国や県等の支援策の有効活用を図る。また、農産物集出荷場を核とした生産・販売を強化するとともに、消費ニーズの多様化への対応を図り、競争力のある産地づくりを推進する。

果樹類については、優良品種への更新等により高品質果実の安定生産を推進するとともに、省力化機械の導入等によるコスト削減を図り、足腰の強い産地を育成する。

野菜、花、果樹等の地域特産物を、基幹作物である茶と組み合わせ、効率的な複合経営類型の育成を推進していく。

(オ) 地産地消の推進

近年、市民の「食」に対する関心が高まり、農産物に対する「安全・安心・新鮮」を求める声が強くなっていることから、「島田市食育推進計画」に基づき、朝市グループの支援や朝市イベントの開催など地産地消活動を積極的に展開し、生産者と消費者がいろいろな交流を通じて理解と信頼を深める「顔の見える関係づくり」を推進していく。更に、市内の地元農産物販売所や KADODE OOIGAWA などへの出荷・販売を増やすことにより、地産地消を拡大していく。

また、生産農家と教育委員会との連携を強化し、学校給食における地場産農産物の利用を拡大しながら、「食育」活動にも力を注いでいく。

イ 地域別振興方針

(ア) 北部地域

近年の茶価の低迷に対して付加価値の高い茶業を実現するため、茶の栽培に適した当地域の特性を活かした、特徴のある高品質な茶の生産・販売を推進するとともに、碾茶栽培や有機栽培の取組みを拡大していくものとする。

このため、機能的な生産組織（法人化）の設立を目指すとともに、茶園の基盤整備を進め、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体への農地集約・集積化を図るなど、作業を効

率化し規模拡大を進めていく。

さらに、川根地区では茶との複合作物として、椎茸、自然薯の導入、拡大を推進する。

(イ) 中部地域

水田では、機械の共同利用、オペレーターの育成を進め、効率的な農業経営を推進する。また、水田を効率的に活用するために、農地の貸借や作業受委託など担い手を中心とした地域営農システムを構築する。

当地域内の比較的平坦な茶園については、基盤整備や農道等の整備を実施することにより、機械化を進め作業の省力化を図る。また、茶と水稲、みかん、花き（バラ・ガーベラ等）、施設野菜（チンゲンサイ・イチゴ・トマト等）栽培といった複合経営によって農業経営規模を拡大していくとともに、地元の農産物販売施設への出荷・販売を増やして、所得拡大と地産地消の推進を図る。

宅地化が進む当地域においては、市の土地利用計画に基づき、地域の調和のとれた農地保全に努めるとともに環境に配慮した農業を推進する。

(ロ) 南部地域

基幹作物である茶については、先進的な経営を確立するために、茶農協の機能を拡充強化して法人化を目指すとともに、次の世代まで引き継げる茶園基盤整備を進めながら、大型茶園管理機等の作業可能面積を高め、スマート農業の導入を図っていく。

当地域では、規模拡大を目指す担い手がいることから、実質化された人・農地プランにより、中心経営体への農地集積・集約化を推進する。

当地域特産のレタスについては、水稲との複合経営が確立されており、安定した農業経営を図っていくため、定植機等の導入による作業の省力化を図るとともに、栽培講習会等の開催により高品質な生産技術の確立を目指していく。

4 担い手となる農業者の目標及び確保・育成の方策

効率的かつ安定的な農業経営を営む者及び新たに農業経営を営もうとする青年等の目標を定め、その実現に向けた方策に取り組むことにより担い手の確保・育成を図っていく。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の目標と確保・育成の方策

ア 目標

地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と同等の年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間から2,000時間程度）の水準を確保しつつ、地域のお他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できるような効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

目標としては、主たる従事者1人あたり概ね430万円程度、耕作条件が不利な伊久身・川根地区では340万円程度とする。1経営体あたりでは、概ね550万円程度、伊久身・川根地区は440万円程度とするが、従事者数や従事形態等を考慮するものとする。

イ 確保・育成の方策

- ・農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の作成及び更新にあたって、現状分析を綿密に行うとともに、目標に対する取り組みへの様々な指導を丁寧に行い、経営の更なる向上を図る。

- ・経営分析による経営管理の合理化、家族経営協定締結による労働時間、休日等の就業条件や役割分担の明確化、低利融資等の効果的な活用を推進する。
- ・経営規模の拡大にあたっては、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業の積極的な活用により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の集積・集約化を行う。
- ・生産性向上と労働環境の改善を図るため、農業生産基盤の整備によりほ場の集積・集約化を図る。
- ・スマート農業の導入や施設の大型化等により生産体系の確立を推進する。
- ・経営体の委託を受けて農作業を行うサービス事業体や地域の農用地を一括管理する農業法人、農業団体の育成等により地域営農システムの確立に努める。
- ・農村における女性は、農業経営や地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化の担い手としても大きく期待されている。女性の視点を生かした収益性の高い農業経営を実現するため、家族経営協定の締結、農業経営改善計画の共同申請や女性農業経営者の育成を促進する。
- ・自然災害による減収や市場価格の下落等に対する農業者の備えを万全にするため、農業共済組合による収入保険等の加入を促進する。また、農業の事業継続に影響を与えるようなリスクに冷静に対処し、被害を最小限に抑えることができるようなBCP（事業継続計画）の策定を推進する。

ウ ビジネス経営体の育成

- ・雇用による労働者の確保や法人化により経営継承される持続的な経営の誘導や6次産業化を推進し、独自の経営戦略に基づき企業的な経営を展開するビジネス経営体への発展を積極的に推進する。
- ・経営においては、デジタル技術を活用し、消費者ニーズに沿ったマーケットイン販売戦略を促進する。
- ・市外への規模拡大を目指すビジネス経営体に、県の支援を得て、市町の区域を超えた広域的な農地集積を行う。

エ 地域の実情に応じた多様な担い手の育成

- ・中山間地域等、育成すべき経営体の確保が困難な地域においては、その実情に即して農作業受託組織や定年帰農者等も参画した集落営農組織、農地所有適格法人等の多様な担い手の確保・育成を図る。

※ビジネス経営体の定義

- ① 経営が継承されていく持続的な経営体
- ② 雇用による労働力確保
- ③ 企業として一定以上の販売規模
- ④ マーケティング戦略に基づくサービスや商品の提供

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標と確保・育成の方策

ア 目標

新たに農業経営を営もうとする青年等は、年間総労働時間は他産業従事者と同等の水準（1,800～2,000時間）を確保しつつ、年間農業所得は農業経営開始から5年後には生計が成り立つ300万円程度、伊久身・川根地区では250万円程度を目標とする。

イ 確保・育成の方策

- ・新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、将来の農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営を計画的に進めるため、経営指導や農地集積、資金の貸付け、その他農業経営基盤

の強化を促進するための支援を実施する。また、認定期間満了者の青年等就農計画の達成状況を検証するとともに、認定農業者への計画的な誘導を進める。

- ・確保・育成の対象を新規学卒就農者、Uターン就農者、農外からの新規参入者、農業法人への就業者など幅広く捉え、就農に関する情報の発信、就農相談、経営技術習得研修や就農計画の立案等、相談から就農までを総合的に支援し、地域における新たな担い手として育成する。
- ・農業法人に雇用される形での就農が増加するなど、就農ルートが多様化していることに対応し、情報提供や研修等の支援施策を拡充する。

(3) 企業等の農業参入支援

地域活性化や農用地の有効利用を図るため、地域の農業との調和の下に、企業等の農業参入を支援し、地域における新たな担い手として育成する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の4の(1)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。

1 地域区分

営農類型ごとの経営規模の指標に係る地域区分については、地域の自然的、社会的、経済的条件等を踏まえ、平地農業地域及び中山間地域、中山間地域（伊久身・川根地区）の3区分で示した。

なお、平地農業地域で示した集約的作物、畜産等の営農類型は、中山間地域等においても可能なものとしており、中山間地域（伊久身・川根地区を含む）の営農類型は、特徴的なもののみ示すこととした。

2 前提条件

年間総労働時間目標を、主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度、農業所得目標を、主たる従事者1人あたり概ね430万円程度、耕作条件が悪い伊久身・川根地区では340万円程度とする。1経営体あたりでは、概ね550万円程度、伊久身・川根地区は440万円程度とするが、従事者数や従事形態等を考慮するものとする。

経営規模については、省力、低コストで生産する生産技術、経営技術を導入し、農業所得目標と年間総労働時間目標が達成できるような内容とし、さらに中山間地域においては、地域の自然環境、営農環境を活かした特色ある品目の生産を前提とした。

3 農業経営の基本的指標

<平地農業地域>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 (生葉・ 共同工場)	〈作付面積等〉 茶=500a (借地含む)	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ式乗用型摘採機 ・乗用型防除機 ・乗用型管理機 ・防霜ファン <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全茶園に大型乗用機械を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 (自園自製 兼買葉、 一部自販)	〈作付面積等〉 茶= 300a (買葉 700a)	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ式乗用型摘採機 ・乗用型防除機 ・乗用型管理機 ・製茶機械 120K-1.5ライン ・防霜ファン <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略品種を中心に早生、晩生品種を導入 ・特色ある茶の生産 ・インターネットなどによる小売販売強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 (自園自製 一部自販)	〈作付面積等〉 茶= 400a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ式乗用型摘採機 ・乗用型防除機 ・乗用型管理機 ・製茶機械 120K-1.5ライン ・防霜ファン <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略品種を中心に早生、晩生品種を導入 ・特色ある茶の生産 ・インターネットなどによる小売販売強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 (農地所有適格法人)	〈作付面積等〉 茶=3,000a	〈資本装備〉 ・コンテナ式乗用型摘採機 ・乗用型スマート防除機 ・乗用型管理機 ・製茶機械 240K-1.5ライン 〈その他〉 ・茶工場に茶園を集積	・法人会計 ・作業日誌の記帳 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得	・雇用を前提とした就業条件、労働環境整備 ・作業のマニュアル化と実施
茶 + 施設野菜 (チンゲンサイ)	〈作付面積等〉 茶= 300a チンゲンサイ= 40a 〈経営面積〉 340a	〈資本装備〉 ・乗用型茶園管理機 ・防霜ファン又は散水方式一式 ・ビニールハウス ・包装機 ・作業所、予冷库他 〈その他〉 ・茶は共同製茶工場へ参加	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 + レタス + 水稻	〈作付面積等〉 茶= 300a レタス= 100a 水稻= 100a 〈経営面積〉 400a	〈資本装備〉 ・乗用型茶園管理機 ・防霜ファン又は散水方式一式 ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・トラクター 30ps ・田植機 4条 ・レタス支柱打ち込み機 ・レタス自動定植機 ・レタス自動包装機 〈その他〉 ・茶は共同製茶工場へ参加 ・水稻の早期栽培、裏作でレタス	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作目の適正組み合わせの確立 ・GAP 認証取得	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
レタス + 水稲	〈作付面積等〉 レタス=300a 水稲= 300a 〈経営面積〉 300a	〈資本装備〉 ・トラクター 30ps ・田植機 4条 ・肥料散布機、動力噴霧機 ・レタス支柱打ち込み機 ・レタス自動定植機 ・レタス自動包装機 〈その他〉 ・水稲の早期栽培、裏作でレタス	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
花き (ばら)	〈作付面積等〉 ばら 50a	〈資本装備〉 ・硬質ビニールハウス ・養液栽培システム一式 ・複合環境制御装置一式 ・暖房機 ・CO ₂ 施用機 ・ミスト装置、循環扇 ・ヒートポンプ ・無人防除施設 ・作業所、冷蔵庫他 〈その他〉 ・周年切り栽培	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・市況情報の活用 ・気象、病害虫情報の活用 ・流通管理システムの確立 ・GAP 認証取得	・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用者の確保
花き (ガーベラ)	〈作付面積等〉 ガーベラ 40 a	〈資本装備〉 ・硬質ビニールハウス ・養液栽培システム一式 ・暖房機 ・循環扇 ・ヒートポンプ ・作業所、冷蔵庫他 〈その他〉 ・周年出荷体系	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・市況情報の活用 ・気象、病害虫情報の活用 ・流通管理システムの確立 ・GAP 認証取得	・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 (イチゴ)	〈作付面積等〉 イチゴ 27a (本ぼ 20a ・育苗 7a)	<資本装備> ・ビニールハウス 本ぼ 20a ・育苗ハウス 7a ・高設栽培システム一式 ・温風暖房機 ・複合環境制御装置 ・作業所、予冷庫他 <その他> ・高設栽培による収穫期間の延長 ・雇用労働の有効活用 ・IPM 技術の導入	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得	・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用者の確保
施設野菜 (トマト)	〈作付面積等〉 トマト 40a	<資本装備> ・ビニールハウス ・養液栽培システム一式 ・温風暖房機 ・ヒートポンプ ・複合環境制御装置 ・作業所、予冷庫他 <その他> ・雇用労働の有効活用 ・IPM 技術の導入	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得	・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用者の確保
枝豆 + スイートコーン + レタス 【法人経営】	〈作付面積等〉 枝豆 100a スイートコーン 200a レタス 300a <経営面積> 300a	<資本装備> ・トラクター 30ps ・肥料散布機、動力噴霧機 ・レタス支柱打込み機 ・レタス自動定植機 ・レタス自動包装機 <その他> ・枝豆・スイートコーンの裏作でレタス	・法人会計 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得	・雇用を前提とした就業条件、労働環境整備 ・作業のマニュアル化と実施

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉牛 (肉専用種肥育・交雑種肥育)	〈作付面積等〉 肉専用種 常時= 150 頭 交雑種肥育 常時= 200 頭	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎 2,500 m² ・ 堆肥処理舎 1,200 m² ・ 休憩室 ・ フロントローダー、ダンプカー一他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日増体重を 0.85kg 以上 ・ アニマルウェルフェアに対応した飼育スペースを確保 (5.2 m²/頭) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記の記帳 ・ 作業日誌の記帳 ・ 経営と家計の分離 ・ 青色申告の実施 ・ 飼育管理システムの確立 ・ GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ ヘルパー活用
酪農 (畑地型)	〈作付面積等〉 酪農経営 経産牛= 40 頭 育成牛= 20 頭 飼料畑面積 = 3ha	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 牛舎 (成牛 460 m²、育成 200 m²) ・ 堆肥舎 300 m² ・ パイプラインミルクカー ・ バーンクリーナー ・ バルククーラー 2,000ℓ ・ トラクター 30ps <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アニマルウェルフェアに対応した飼育スペースを確保 (牛房 2.68 m²/頭) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記の記帳 ・ 作業日誌の記帳 ・ 経営と家計の分離 ・ 青色申告の実施 ・ 飼育管理システムの確立 ・ GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制の導入 ・ ヘルパー活用

<中山間地域>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 (生葉、共同工場)	〈作付面積等〉 茶=500a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用型茶園管理機 ・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・品種組合せによる摘採期間の延長と特色ある茶の生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 (自園自製自販)	〈作付面積等〉 茶=350a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製茶機械 120K-1.5ライン ・乗用型茶園管理機 ・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶商と連携した製品の製造 ・品種の組合せによる摘採期間の延長 ・インターネットなどによる小売販売強化 ※有機栽培 ※提携販売先の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得 ・※有機 JAS 取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 (法人) 農地所有適格法人	〈作付面積等〉 茶=3,000a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ式乗用型摘採機 ・乗用型スマート防除機 ・乗用型管理機 ・製茶機械 240K-1.5ライン <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶工場に茶園を集積 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人会計 ・作業日誌の記帳 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用を前提とした就業条件、労働環境整備 ・作業のマニュアル化と実施

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 + 果樹 (温州みかん)	〈作付面積等〉 茶= 300a 温州みかん (露地)= 100a 計 400a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用型茶園管理機 ・可搬型摘採機 ・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・貯蔵庫(30 m³) ・運搬車・家庭選果機 ・フォークリフト <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶は共同製茶工場へ参加 ・園内道整備 (温州みかん) ・みかんは光センサー選果機に対応した高品質果実の生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 + 落花生 + 果樹 (温州みかん)	〈作付面積等〉 茶=250a 落花生=20a 温州みかん 100a 計 370a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用型茶園管理機 ・可搬型摘採機 ・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・貯蔵庫(30 m³) ・運搬車 ・家庭選果機 ・フォークリフト <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶は共同製茶工場へ参加 ・園内道整備 (温州みかん) ・みかんは光センサー選果機に対応した高品質果実の生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 + ユーカリ	〈作付面積等〉 茶= 300a ユーカリ=20a 計 320a	〈資本装備〉 ・乗用型茶園管理機 ・可搬型摘採機 ・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 〈その他〉 ・茶は共同製茶工場へ参加	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
イチジク + 果樹 (温州みかん)	〈作付面積等〉 イチジク（ハウス）=40a 温州みかん 100a 計 140a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス ・貯蔵庫(30 m ³) ・動力噴霧機 ・運搬車 ・家庭選果機 ・フォークリフト 〈その他〉 ・園内道整備（温州みかん） ・みかんは光センサー選果機に対応した高品質果実の生産	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保

<中山間地域>伊久身・川根地区

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 (生葉、共同工場)	〈作付面積等〉 茶=300a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用型茶園管理機 ・可搬型摘採機 ・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機 他 ・ならし機、裾刈機 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・品種の組合せによる摘採期間の延長と特色ある茶の生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 (自園自製自販)	〈作付面積等〉 茶=200a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製茶機械 120K-1ライン ・乗用型茶園管理機 ・可搬型摘採機 ・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・ならし機、裾刈機 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・品種の組合せによる摘採期間の延長 ・栽培加工技術改善による特色ある茶の生産 ・付加価値のある茶づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 (共同工場・有機碾茶)	〈作付面積等〉 茶=200a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用型茶園管理機 ・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・ならし機、裾刈機 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一・二番茶を被覆して碾茶用生葉を生産 ・秋冬番茶は無被覆で秋碾茶を生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 (生葉、共同工場) + 椎茸	〈作付面積等〉 茶=250a 菌床椎茸 10,000床	<p><資本装備> (茶)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用型茶園管理機 ・可搬型摘採機 ・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・ならし機、裾刈機 <p>(椎茸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス1棟 198㎡ ・栽培舎暖房装置一式 <p><その他> (茶)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品種の組合せによる摘採期間の延長と特色ある茶の生産 <p>(椎茸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な水分温度管理による発生時期の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
茶 (生葉・共同工場) + 自然薯	〈作付面積等〉 茶=300a 自然薯=20a 計 320a	<p><資本装備> (茶)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用型茶園管理機 ・可搬型摘採機 ・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・ならし機、裾刈機 <p><その他> (自然薯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な再改良と品種の組合せ 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の4の(2)に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示す。

1 地域区分

営農類型ごとの経営規模の指標に係る地域区分については、地域の自然的、社会的、経済的条件等を踏まえ、平地農業地域及び中山間地域、中山間地域（伊久身・川根地区）の3区分で示した。

なお、平地農業地域で示した集約的作物、畜産等の営農類型は、中山間地域等においても可能なものとしており、中山間地域（伊久身・川根地区を含む）の営農類型は、特徴的なもののみ示すこととした。

2 前提条件

年間総労働時間目標を、主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度、農業所得目標を、300万円程度、伊久身・川根地区では250万円程度を目標とする。

経営規模については、省力、低コストで生産する生産技術、経営技術を導入し、農業所得目標と年間総労働時間目標が達成できるような内容とした。

3 農業経営の基本的指標

<平地農業地域>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 (生葉・ 共同工場)	〈作付面積等〉 茶=300a	〈資本装備〉 ・乗用型摘採機（摘採袋タイプ） ・整せん枝アタッチメント機 ・裾刈機 ・動力噴霧器 ・防霜ファン 〈その他〉 ・共同工場への生葉出荷	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・GAP 認証取得	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
レタス ＋ 水稲	〈作付面積等〉 レタス= 200a 水稲= 200a 〈経営面積〉 400a	〈資本装備〉 ・肥料散布機、動力噴霧機 ・トラクター 30ps ・田植機 4条 ・レタス自動定植機 ・レタス自動包装機 〈その他〉 ・水稲の早期栽培、裏作でレタス	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
花き (ばら)	〈作付面積等〉 ばら 14a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 1,400 m ² ・養液栽培システム一式 ・複合環境制御装置一式 ・暖房機 ・CO ₂ 施用機 ・ミスト装置 ・循環扇 ・ヒートポンプ ・無人防除施設 ・作業所、冷蔵庫他 〈その他〉 ・周年切り栽培	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・市況情報の活用 ・気象、病害虫情報の活用 ・流通管理システムの確立 ・GAP 認証取得	・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 (イチゴ)	〈作付面積等〉 いちご 20a (本ぼ 15a) ・育苗 5a)	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 本ぼ 15a ・育苗ハウス 5a ・高設栽培システム一式 ・温風暖房機 ・複合環境制御装置 ・作業所、予冷库他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高設栽培による収穫期間の延長 ・雇用労働の有効活用 ・IPM 技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用者の確保
施設野菜 (トマト)	〈作付面積等〉 トマト 24a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高軒高ハウス ・養液栽培システム一式 ・温風暖房機 ・複合環境制御装置 ・ヒートポンプ ・作業所、予冷库他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働の有効活用 ・IPM 技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用者の確保

<中山間地域>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶	〈作付面積等〉 茶= 300a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用型茶園管理機 ・可搬型摘採機 ・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同茶工場への生葉出荷 ・独自の品種組合せによるブランド化と摘採期間の延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・気象、病害虫情報の活用 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用者の確保
茶 + 果樹 (温州みかん)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>茶= 150a</p> <p>温州みかん (露地)= 50a</p> <p>計 200a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用式茶園管理機 ・可搬型摘採機 ・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・貯蔵庫 (30 m²) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶は共同製茶工場へ参加 ・園内道整備 (温州みかん) ・みかんは光センサー選果機に対応した高品質果実の生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・気象、病害虫情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
施設野菜 (イチゴ)	〈作付面積等〉 いちご 28a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 1,400 m² ・高設栽培システム一式 ・温風暖房機 ・ヒートポンプ ・作業所、予冷库他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高設栽培による収穫期間の延長 ・雇用労働の有効活用 ・IPM 技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 (トマト)	〈作付面積等〉 トマト 24a	<資本装備> <ul style="list-style-type: none"> ・高軒高ハウス ・養液栽培システム一式 ・温風暖房機 ・複合環境制御装置 ・ヒートポンプ ・トラクター 20ps ・作業所、予冷庫他 <その他> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働の有効活用 ・IPM 技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用者の確保

<中山間地域>伊久身・川根地区

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 (共同工場 有機碾 茶)	〈作付面積等〉 茶=150a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用型茶園管理機 ・可搬型摘採機 ・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・ならし機、裾刈機 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一・二番茶を被覆して碾茶用生葉を生産 ・秋冬番茶は無被覆で秋碾茶生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
椎茸 (菌床栽培)	〈作付面積等〉 30,000床	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 1棟 300 m² ・作業舎 50 m² ・培養舎 60 m² ・栽培空調施設 一式 ・栽培機器 一式 ・菌床製造施設 (ボイラー等) 一式 ・保冷施設 (冷蔵庫) 一式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・培地 (菌床) の自家又は共同製造によるコスト削減 ・既存遊休施設の利用 ・適切な水分温度管理による発生時期の管理 ・小売り先 (直売) の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・GAP 認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

地域	効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標
全域	58%

(注) 1 「農用地の利用に占める面積のシェア」には基幹的農作業受託面積も含む。

2 目標年次は、おおむね10年後とする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の集積については、農地中間管理事業や基盤整備事業等の実施により、経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

また、一年間のうちに一定期間利用されない農用地は、当該期間の賃借権等を担い手に設定することを推進し、農用地の利用の高度化を図る。

2 農用地の利用関係の改善に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

南部の牧之原平地や北部の中山間地では、茶業を主体とした農業経営が行われているが、全体的に経営農地は分散傾向にあり、担い手の更なる規模拡大は停滞している。

また、中・南部の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が営まれており、特に、初倉地域では、水稻の裏作として特産のレタス栽培が盛んである。これらの水田は、水稻収穫後の期間貸借が積極的に行われているが、耕作地は分散傾向にあり効率的な営農が図られず、規模拡大につながっていない状況にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

本市の主要作物の茶は、消費の減少や価格の低迷が続いており、経営的に大変厳しい状況にある。また、農業従事者の高齢化が進んでおり、このままでは担い手が受けきれない農地の貸希望が出てくることが予想される。特に傾斜地で基盤整備等が未実施の農地については、今後、荒廃農地となっていく。そのため、担い手の育成及び担い手への農地の集積・集約化を推進するにあたり、具体的に以下の施策、事業の実施を図っていく。

ア 人・農地プランの実質化により、農地中間管理事業の活用や、農地の基盤整備を進め、中心経営体である担い手へ農地の集積・集約化を積極的に進める。

イ 人・農地プランのアンケート調査結果及び集落での話し合いにより、各農家を対象に今後の農業経営に関する考え方や農地の活用状況を確認し、規模拡大を目指す担い手等へ農地の集積・集約化を図っていくために必要な情報を積極的に提供し、育成・支援していく。

ウ 農業振興地域内の農用地については、「農用地情報管理システム」及び「農地情報公開システム」を活用し、各種の農地情報を図面上で一元管理し、担い手等に対して必要な農地情報を迅速かつ正確にわかりやすく情報提供できるよう体制を整え、農地の集積・集約化を推進していく。

エ 荒廃農地や今後、荒廃農地となっていく恐れのある農地については、農業委員会等と連携し、再生・利活用事業を積極的に推進し、担い手等への利用の集積を進めていく。また、地域の状況によっては、景観形成作物の作付けや市民農園としての活用のほか、林地化など、農業生産以外の利用も併せて検討していく。

(3) 関係団体等との連携体制

関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への集積・集約化を促進するため、市関係各課、島田市農業委員会、大井川農業協同組合、大井川土地改良区、牧之原畑地総合整備土地改良区、静岡県農地中間管理機構等と連携する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

島田市は、静岡県が策定した「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市の農業の地域特性、即ち茶業を中心とした農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、次に掲げる農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

- 1 利用権設定等促進事業
- 2 農地中間管理機構が行う事業の実施を促進する事業
- 3 農地利用集積円滑化事業に関する事業
- 4 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 5 農業協同組合が行う農作業のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保を促進する事業
- 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・定着・経営発展に関する事業
- 8 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作又は養畜の事業を行う個人または農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

(7) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、a、d及びeに掲げる要件のすべて）を備えること。

- a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- d その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものであること。
- e 所有権の移転を受ける場合は、上記aからdまでに掲げる要件のほか借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移転適正化あっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(4) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕件又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(9) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場

合において、当該者が前項の(ア)のa及びbに掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、aに掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

(ア) 耕作又は養畜の事業の供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 島田市市長への確約書の提出や島田市市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ロ) その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 島田市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を行う内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24

経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 島田市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

ア 島田市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 島田市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 島田市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、島田市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 島田市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イ及びウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 島田市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 島田市は、(5)のイ及びウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア及びイに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、島田市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 島田市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの(ウ)に掲げる事項については、(1)のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が(1)のエに該当する者である場合には、次に掲げる事項

(ア) その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の認定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

(ウ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

b 原状回復の費用の負担者

c 原状回復がされないときの損害賠償の取決め

d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

島田市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

島田市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を島田市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

島田市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

島田市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（農地法第6条の2）があった場合は、その写しを島田市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

島田市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 島田市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(イ) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(ロ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ハ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行

う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 島田市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 島田市は、イの規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を島田市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

エ 島田市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

オ 島田市農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。島田市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益社団法人静岡県農業振興公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

島田市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う公益社団法人静岡県農業振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

島田市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構に対し、情報提供及び事業の協力を行うものとする。

3 農地利用集積円滑化事業に関する事項

農地利用集積円滑化事業は、法の改正により、農地中間管理事業との統合を進めることとなったため、島田市、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構は、円滑な統合に向けて調整を行い、適切に運用していくものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

島田市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件に備える者は、基本要綱様式第4号の認定申請書を島田市に提出して、農用地利用規程について島田市の認定を受けることができる。

イ 島田市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 島田市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を島田市の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下

「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(7) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ロ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 島田市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

(7) イの(イ)に掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

(ロ) イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度と比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

エ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、同様に特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ア 島田市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- イ 島田市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導・助言を求めてきたときは、島田市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

島田市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と、農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、公益社団法人静岡県農業振興公社と連携して調整に努めるとともに農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

島田市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参加し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の労働環境等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・定着・経営発展に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、島田市は、就農相談等を通じて就農希望者に対する就農に向けた情報の提供等を行うとともに、就農後間もない青年等については、個別巡回や各種研修会等により、地域農業の担い手として育成支援する体制を強化する。

また、青年等就農計画制度の推進や、国・県等による関連事業の効果的な活用等により、新規就農者の経営力を高め、確実な定着を促進する。さらに認定新規就農者については、必要に応じて経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な誘導を図る。

なお、就農相談及び就農に向けた情報提供、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、必要に応じて、農業委員会、農林事務所、農業協同組合、土地改良区等と連携し、役割を分担しながら取組を進める。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

島田市は、1から7までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 島田市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田・畑地の区画整理を進めるとともに農道・排水路の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が、経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 島田市は、農業農村整備事業等によって、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の向上に資するよう努める。

ウ 島田市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通じ望ましい水田農業の展開を図ることとする。

エ 島田市は、実質化された人・農地プランに基づき、地域農業の担い手となる中心経営体の確保・育成を図る。

オ 島田市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

島田市は、農業委員会、農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、農用地利用改善団体、島田市担い手育成総合支援協議会その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、達成状況を随時確認し、必要な施策について、それぞれ積極的に取り組んでいくとともに、相互に連携を図っていくものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成7年4月1日から施行する。
2. この基本構想は、平成12年4月1日から施行する。
3. この基本構想は、平成18年4月1日から施行する。
4. この基本構想は、平成21年7月1日から施行する。
5. この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。
6. この基本構想は、平成25年3月1日から施行する。
7. この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。
8. この基本構想は、令和4年4月27日から施行する。

別紙1（第5の1(1)関係）

次に掲げる者が、利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第5の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合。

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定められた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費した金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費した金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定方法	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、委託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③の中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>